

アクションプラン 2016

長計該当箇所 章 項	概ね 2016 年度末に目指す姿	3 年間（2014～2016 年度）の 事業・施策	2016 年度の施策及び予算等 （百万円）
5 ①	<p>継続的に国土の状況を把握し、関係機関及び国民に提供するための取組</p> <p>行政機関等における地理空間情報の整備力・活用力向上の前提となる、位置が正確で鮮度の高い基準点測量成果や電子国土基本図等の基本的な地理空間情報が効率的かつ継続的に整備・更新されるとともに、インターネット等で利用しやすい形での提供が行われる。 結果として、以下が実現する。</p> <p>①衛星測位を活用したスマートサーベイプロジェクト（SSP）を進めることで、公共測量における 2 級基準点新設までの測量について 2016 年度の SSP の利用が 8 割を超え、低コスト化が実現する。</p> <p>②一般国道以上又は高速道路において大規模変化が発生した際の供用時更新等電子国土基本図等の迅速更新等の取組を継続し、多色刷 2 万 5 千分 1 地形図への入替を進める（2016 年度末までに販売枚数ベースで 7 割程度を想定）ことで、これらを利用した新たな民間サービスが出現している。また、あわせて地方自治体等との連携を図ることで、都道府県において 2016 年度末までに電子国土基本図をベースとした実利用が 1 県あたり 3 件となる。</p> <p>③国土地理院や地方整備局等が整備を行った全国の高精度標高データ等について、利用の容易化を図ることで、国や地方公共団体等が策定する水害や土砂災害等の防災計画等の基礎的データとして活用される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際共同観測の推進（VLBI による国際地球基準座標系（ITRF）の維持を主目的とする国際観測等の実施《随時》） ・VLBI 観測の機能を、つくばから石岡へ完全移行。 ・石岡測地観測局を、地元と連携し科学教育に活用する施設として、学校・一般からの見学を受け入れる体制を構築し、関連する情報コンテンツを充実させる。 ・電子基準点による GNSS 連続観測及びその結果の提供《全国・常時》 ・地殻変動パラメータの更新と提供（セミ・ダイナミック補正等《全国・年 1 回》） ・測地基準点の位置情報の整備・管理の実施（GNSS 測量《全国・常時》、三角点測量・水準測量（成果不整合解消のための改測等の実施《三角点改測全国随時、水準点改測 698 km/年》）、ジオイド測量《全国・随時》、物理測地測量等《全国・随時》） ・験潮場における潮位観測及び情報提供の実施（験潮等《常時》） ・領海確定等に必要の測量の実施（離島の基準点測量等《1 地区/年》） 	<p>GNSS 連続観測システム（GEONET）による電子基準点測量等の取組を強化しつつ、三角点・水準点等の測量について必要な箇所に資源を集中させること等により効率化を図る。これらの施策を踏まえ、衛星測位を活用したスマートサーベイプロジェクト（SSP）を推進する。</p> <p>1,402 百万円の内数</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・電子国土基本図データの更新《面的更新：都市計画区域 56,000km²、都市計画区域外 21,900km²、迅速更新：一般国道以上又は高速道路の大規模な変化は供用と同時に、都道府県道は 3 か月以内等、主要な項目は優先度を設定、その他の項目は面的更新と連携した適切な周期》 ・正射画像の整備・更新及び画像基準点の整備・更新《都市計画区域 12,000km²、都市計画区域外（平野部）21,900km²》 ・地名情報の整備・更新《全国・随時》及び標準化 ・面積情報の整備・更新（地方公共団体の行政区画等の面積に関する情報の整備・更新《全国・年 1 回》） ・基盤地図情報の整備・更新（全国・年 4 回）（標高については地方整備局の航空レーザ測量のデータが入手できたものについて一元化して更新） ・印刷図（2 万 5 千分 1 地形図、20 万分 1 地勢図、50 万分 1 地方図、100 万分 1 日本及び 500 万分 1 日本）及び数値地図（電子地形図 25000、数値地図（国土基本情報）、電子地形図 20 万、数値地図（国土基本情報 20 万）等）の整備・更新《電子国土基本図に基づきそれぞれ更新・提供》 	<p>基盤地図情報の整備及び基盤地図情報と一体となった電子国土基本図の整備について、地方公共団体等との連携を進めつつ、空中写真撮影・正射写真画像作成、地図情報整備、地名情報整備等を行い実施する。特に、火山防災に資する火山周辺地域の空中写真、正射画像及び地図情報整備を優先的に実施する。また、刊行物については多色刷 2 万 5 千分 1 地形図への入替を進める。</p> <p>1,636 百万円の内数</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・湖沼調査《主要な湖沼の変化の大きな部分》 	<p>全国の主要な湖沼調査を実施し、その結果を関係機関に提供する。</p> <p>9 百万円</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・航空レーザ測量等により取得された既存・新規データの統合・管理・提供《全国・随時》 ・基盤地図情報の階層化・三次元化の推進 ・地下空間を含めた三次元情報の取扱いの仕組みづくりの推進 	<p>国土地理院や地方整備局等が整備した全国の高精度標高データ等を、公共機関に引き続き提供する。</p> <p>国土地理院や地方整備局等が整備した全国の高精度標高データ等を、公共機関に引き続き提供する。</p> <p>基盤地図情報の階層化・三次元化の推進及び地下空間を含めた三次元情報の取扱いの仕組みづくりの推進に向けた検討を進めるとともに、複雑な都市空間の三次元構造を表現できる基盤的な三次元地図を効率的に整備・更新する技術を既存の地図や要素技術を活用して開発する。</p> <p>45 百万円の内数</p>
5 ②	<p>インターネット等の活用により、基本測量、公共測量の成果が利活用しやすい環境の整備を実現する。 結果として、2016 年度の公共測量の申請段階において、適用すべき過去の基本・公共測量成果が利用されていないケースが 5%以下となる。</p>	<p>・測量成果の利活用環境の整備</p>	<p>地方公共団体等に対する普及啓発等の実施により、既存の測量成果の利用等の推進を図る。</p> <p>140 百万円の内数</p>
5 ③	<p>効率的に正確さを確保するための取組</p> <p>基準点測量や水準測量等における GNSS を活用した新たな測量方式の導入及び作業規程の準則改正の取組を進めることにより、行政機関等の事業の効率化・低コスト化を実現するとともに、測量において UAV の利活用を促進するための環境を整備することにより、i-Construction を推進する。 結果として、以下が実現する。</p> <p>①公共測量における 2 級基準点新設までの測量について 2016 年度の SSP の利用が 8 割を超え、低コスト化が実現する。</p> <p>②水準路線から 6km 以上離れた地域での 3 級水準点の整備は、2016 年度の GNSS 水準測量を利用した件数が全国で 50 件以上となる。</p> <p>③2016 年度の UAV を用いた測量の件数が全国で 100 件以上となる。また、国及び地方公共団体の公共測量担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GNSS を活用した基準点測量・水準測量の推進（説明会等《全国・随時》） ・UAV を用いた公共測量マニュアル及び安全基準の普及啓発（説明会等《全国・随時》） ・UAV を用いた公共測量に対する的確な指導・助言を行うため、国土地理院ランドバード（GSI-LB）を活用した地方測量部等の職員の技術向上 	<p>GNSS 連続観測システム（GEONET）による電子基準点測量等の取組を強化しつつ、三角点・水準点等の測量について必要な箇所に資源を集中させること等により効率化を図る。これらの施策を踏まえ、衛星測位を活用したスマートサーベイプロジェクト（SSP）を推進するとともに電子基準点の安定運用を行うことで i-Construction の推進に貢献する。また、地方公共団体等に対する普及啓発等の実施により、当該プロジェクトの浸透を図る。</p> <p>さらに、i-Construction を円滑に導入する観点から、主として UAV 測量に関する基準類の整備と、測量計画機関及び関係団体への周知普及を推進する。</p> <p>1,153 百万円の内数</p>

長計該当箇所 章 項		概ね 2016 年度末に目指す姿	3 年間（2014～2016 年度）の 事業・施策	2016 年度の施策及び予算等 （百万円）
		者における UAV 測量の認知率が 50%以上となる。 【一部再掲】		
5	④	現状における国土の危険性を把握し、関係機関及び国民に提供するための取組 各地域が現在抱えている災害へのリスクを正確に捉え、災害時への万全な備えが実現する。 災害発生前の地盤の脆弱性等の国土の危険性に関する情報や、避難場所等の国民の安全・安心の向上に資するさまざまな防災地理情報を関係機関と共有し、利活用を促進するとともに、携帯端末を用いた防災対策のアプリケーション等の普及を図る。 結果として、さまざまな防災地理情報を分かりやすく提供することにより、地方公共団体等のハザードマップ整備に適切に活用され、防災対応の高度化が図られる。	・災害の危険性に関する地理空間情報の整備・活用の推進 i) 脆弱地形調査《9,500km ² 》 ii) 火山防災地形調査《1 火山/年》 iii) 火山基本図整備《5 火山》 iv) 全国活断層帯情報の整備《3 か所・3,000km ² /年》 ・地殻変動情報の整備・提供 i) 「大規模地震対策特別措置法」等に基づき指定された地域における地殻変動監視の実施（水準測量等《1,601 km/年》） ii) 高精度な地盤変動の監視の実施（干渉 SAR 等《全国定常解析・臨時解析》と、これらの情報を提供・公開するための地理院 SAR マップの構築と運用） iii) 火山変動監視の実施（GNSS 測量等） iv) 地震活動等に関する監視結果に係る情報交換等の実施（地震予知連絡会の運営等《年 4 回》）	自然災害に対して脆弱な地形に関する調査等自然災害に係る基礎的な情報の整備を行うとともに、当該情報の利活用に係る支援を地方公共団体等に対して行うことにより効用の増大化を図る。 37 百万円 平常時の地殻変動情報について測量を実施し、求められた結果を防災関係機関に提供するとともに、その活用方策に関するノウハウの提供等を行うことで、防災・減災対策における地理空間情報の活用力の向上を図る。さらに、火山災害に備えた火山観測体制の強化として、電子基準点に太陽光発電設備を整備し、停電時に観測が停止しないよう停電対策を図る。 1,345 百万円の内数
5	⑤	災害時における国土の状況を把握し、関係機関及び国民に提供するための取組 災害発生後には、被災の状況等に関する情報が、空中写真等のさまざまな情報源によって素早く正確に把握され、その情報を共有することで行政機関の対応が迅速化し減災が図られる等、災害発生時に最善の対応が行われることにより、被害が最大限軽減される。 結果として、南海トラフ巨大地震や首都直下地震といった M8 クラスの地震が発生した場合に、発災 1 時間以内に災害の特徴等災害把握に必要な情報が関係機関に提供されるとともに、3 日以内に空中写真、地殻変動観測結果等復旧に必要な情報が関係機関等に提供可能な体制が維持される。また、空中写真撮影、垂直写真・オルソ画像を作成することにより、関係機関の災害対応、復旧作業に役立てられる。	・国土地理院が把握した災害に関する地理空間情報の統合災害情報システム（DiMAPS）への提供《随時》 ・災害時の UAV の活用に向けて、国土地理院ランドバード（GSI-LB）を活用した研修・訓練を行い、2018 年度から全国で運用開始。 ・緊急空中写真撮影《災害発生後 36 時間以内》 ・災害状況の把握《空中写真入手後 6 時間以内》・提供 ・災害に備えた国土の変化の把握、保全・管理（空中写真撮影等《随時》） ・地震発生直後の電子基準点データの緊急解析《地震等発生後 2 時間以内》 ・津波予測支援システムにより巨大地震による地殻変動をリアルタイムに把握し、断層モデル、地震規模を関係機関に通知《地震発生後 3 分以内》 ・機動観測の実施（GNSS 測量等）及び地殻変動観測結果の提供《随時》 ・干渉 SAR による地殻変動把握《地震等発生後 4 日以内》 ・復興時において、地殻変動等の影響により災害前の測量成果の利用が不可能な場合における迅速な成果改定の実施《随時》 ・関係機関等との連携による都市計画区域外における大縮尺地理空間情報の整備の推進	－ 災害発生時に緊急空中写真撮影を行うとともに、災害の状況を地図にまとめ提供を行う。また、災害に備えた国土の変化の把握、保全・管理を目的として空中写真の撮影等を行う。 136 百万円の内数 特に津波を伴うおそれのある規模の地震が発生した際に、地殻変動の状況から地震の発生場所や規模等を求めて、津波の予測に必要な情報を遅滞なく関係機関に提供する。また、その後の復興を含む期間においては、地震発生後の適切な原点数値の算出及び測量成果等の提供を迅速に行う。 1,291 百万円の内数 関係機関等との連携による都市計画区域外における大縮尺地理空間情報の整備の推進に向けた検討を進める。
6	①	行政機関等が保有する測量の成果等の地理空間情報を流通・活用し易くするための環境整備についての取組 行政機関が保有する台帳情報を含めたあらゆる地理空間情報を地理院地図等の上に重ね合わせる環境を実現する。また、災害発生前の地盤の脆弱性等の国土の危険性に関する情報や、避難場所等の国民の安全・安心の向上に資するさまざまな防災地理情報を関係機関と共有し、利活用を促進するとともに、携帯端末を用いた防災対策のアプリケーション等の普及を図る。 結果として、以下が実現する。 ①都道府県において 2016 年度までに電子国土基本図をベースとした実利用が 1 県あたり 3 件となる。 ②さまざまな防災地理情報を分かりやすく提供することにより、地方公共団体等のハザードマップ整備に適切に活用され、防災対応の高度化が図られる。【一部再掲】	・行政機関等のニーズを踏まえた、地理空間情報の利用しやすい形での整備・提供の実施 ・インターネット等を活用した、公共測量成果等を容易に活用するためのサービス提供 ・行政機関等における地理空間情報の共有化の推進 ・地方公共団体等に対する防災地理情報と、その活用方策、知見の提供等を通じた支援の実施	基盤地図情報と連動する形で電子国土基本図の整備・更新を適切に推進するとともに、地理空間情報ライブラリーの運用や地理院地図パートナーネットワーク等の地理院地図関連施策を通じて、地理空間情報の利用しやすい形での整備・提供を実施する。 1,622 百万円の内数 自然災害に対して脆弱な地形に関する調査等自然災害に係る基礎的な情報の整備を行うとともに、当該情報の利活用に係る支援を地方公共団体等に対して行うことにより効用の増大化を図る。【再掲】 37 百万円
6	②	行政機関 位置情報に関する民間事業者の新サービス、新産業の創	・利用価値が高く使いやすい形での地理空間情報の整備・提	利用者のニーズ等を踏まえつつ、利用価値が高く使いやすい

長計該当箇所 章 項		概ね 2016 年度末に目指す姿	3 年間（2014～2016 年度）の 事業・施策	2016 年度の施策及び予算等 （百万円）
	等の地理空間情報を民間事業者等が円滑に利用できるようにするための環境整備についての取組	<p>生に向けて、準天頂衛星等による衛星測位をはじめとした新技術の活用施策を推進する。また、基本測量成果等の地理空間情報の提供について、利用者のニーズを把握し、整備・提供に反映することにより、利用者の満足度を向上させる。結果として、以下が実現する。</p> <p>①公共測量における 2 級基準点新設までの測量について 2016 年度の SSP の利用が 8 割を超え、低コスト化が実現する。さらに、水準路線から 6km 以上離れた地域での 3 級水準点の整備は、2016 年度の GNSS 水準測量を利用した件数が全国で 50 件以上となる。</p> <p>②アジア太平洋地域を対象にして、最新の宇宙技術を取り入れた精密な測地観測技術を官民が連携してパッケージ型インフラとして展開する案件形成に向け、対象地域の 1 か国以上の関係者と定期的な情報交換等を行う枠組みを構築する。【一部再掲】</p> <p>③利用者からの指摘等を踏まえ、国土地理院の提供する地理空間情報の内容、提供方法、周知の方法等について毎年 15 件以上改善する。</p>	<p>供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報の整備・提供に対する利用者ニーズの反映の実施 <p>・標準的なデータ公開・提供方法の仕組みの検討等を通じた公共測量成果等の活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有化、入手容易化等を図る仕組みの構築の推進 ・新技術の活用施策の推進 ・社会基盤としての三次元地図の整備・更新技術の開発 	<p>形で地理空間情報の整備・提供を推進する。</p> <p>2,468 百万円の内数</p> <p>基本測量成果や公共測量成果の活用促進を図るための施策を推進するとともに、新技術の活用施策についても推進する。</p> <p>140 百万円の内数</p> <p>複雑な都市空間の三次元構造を表現できる基盤的な三次元地図を効率的に整備・更新する技術を既存の地図や要素技術を活用して開発する。</p> <p>45 百万円の内数</p>
6	③ 人材育成・知識の普及	<p>地理空間情報の活用に関する国民全体の意識、知識の向上を図ると同時に、測量及び GIS に関する知識の普及や地理空間情報の活用促進に資するための人材育成及び知識の普及を行う。</p> <p>結果として、地図と測量の科学館の学校関係者・教育関係者の来館者数が 3 年後には 1 万人以上となる等、国土地理院の各種プロダクトの認知度が向上する体制となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・測量技術者を計画的に育成・確保していくための施策の取りまとめ及び短・中期的に実施すべき施策への着手 ・測量士資格制度の改善 ・G 空間 EXPO への参加 ・セミナー・講演会の開催《随時》 ・地図と測量の科学館の運営を通じた普及・啓発《随時》 ・オンライン教材の提供、出前講座の実施等による地理空間情報の普及の促進 <p>・教育分野の関係者等と連携を深め、地理空間情報を活用した地理教育・防災教育の充実に向けた取組の強化</p> <p>・石岡測地観測局を、地元と連携し科学教育に活用する施設として、学校・一般からの見学を受け入れる体制を構築し、関連する情報コンテンツを充実させる</p>	<p>「測量士・測量士補の登録要件の見直し」等、新たな測量技術者を確保する上で講じるべき施策について検討する。また、地理空間情報の活用に関する国民全体の意識、知識の向上を図ると同時に、測量及び GIS に関する知識の普及や地理空間情報の活用促進に資するための人材育成及び知識の普及として、測量士資格制度の改善、G 空間 EXPO への参加、地図と測量の科学館の運営を通じた普及・啓発、セミナー・講演会の開催及び出前講座の実施等を行う。</p> <p>160 百万円の内数</p> <p>—</p>
7	① 産学官における連携・協力	<p>地理空間情報分野の政策課題に対応するため、政府に設置された地理空間情報活用推進会議や全国単位の地理空間情報産学官連携協議会の枠組み、及び各地域における産学官の意見交換や情報交換を行う場等の活用により、関係府省や地方公共団体、民間、学界等さまざまな主体との連携を強化する。</p> <p>結果として、2016 年度に産学官が連携した会議を全国で 30 件を超えて開催され地理空間情報に係る施策実施の円滑化等につなげるとともに、次期地理空間情報活用推進基本計画が閣議決定される。また、公物管理等で場所情報コードを活用した位置情報サービスの提供等が実現し、場所情報コードの発行申請者数が 2016 年度までに 20 事業者以上となる。</p> <p>また、東京オリンピック・パラリンピックや人口減少・超高齢化社会の到来を見据え、産学官が連携して実施している高精度測位社会実現のための環境整備に関する各種取組との連携を強化する。結果として、各機関が実施する実証実験等において、技術開発の成果や標準仕様等が 2016 年度までに 5 件以上採用され、高精度測位社会の実現に向けた環境整備が促進される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した地理空間情報の循環・活用の促進 ・院内及び地理空間情報活用推進会議における地理空間情報活用推進基本計画改定に向けた検討 ・行政施策上必要とする情報の整備・提供 ・測量成果の相互利用の推進 <p>・民間や NPO の技術や情報の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報検索・入手のための仕組みの構築への支援 ・場所情報コードを活用した三次元位置情報基準に関する技術開発 ・三次元情報に関する標準や仕組みの構築の推進 ・新分野・新技術等の地理空間情報の標準化の推進 ・ビッグデータの流通・活用の促進 	<p>地理空間情報分野の政策課題に対応するため、政府に設置された地理空間情報活用推進会議や全国単位の地理空間情報産学官連携協議会の枠組み、及び各地域における産学官の意見交換や情報交換を行う場等の活用により、関係府省や地方公共団体、民間、学界等との連携を強化する。また、院内において地理空間情報活用推進基本計画の改定に向けた検討を行う。これにより、地理空間情報に係る施策実施の円滑化を図る。</p> <p>140 百万円の内数</p> <p>関係機関等との連携のもと、三次元情報やビッグデータ等の新分野・新技術の活用促進等を図る。</p> <p>1,153 百万円の内数</p> <p>複雑な都市空間の三次元構造を表現できる基盤的な三次元地図を効率的に整備・更新する技術を既存の地図や要素技術を活用して開発する。</p> <p>45 百万円の内数</p>
7	② 国際連携・協力	<p>自然災害等の地球規模課題に対し、関係する国際機関、外国政府機関等と連携・協力して、地理空間情報を活用しつつ、その解決に向けた取組を行う。また、積極的に情報発信・情報収集を行う。さらに、南極地域の観測を継続して実施する。</p> <p>結果として、次のことが期待できる。</p> <p>①国連の地球規模の地理空間情報管理（UN-GGIM）の取組の関係機関、及び中国、韓国をはじめとするアジア太平洋地域の主要な地理空間情報当局（NGIA）との関係が強化され、良好な協力関係が維持される。</p> <p>②GNSS 等の測地分野では、国連アジア太平洋地域地図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国連地名標準化会議等国際標準に関する取組における調整 ・地球地図プロジェクトの推進 ・地球規模の測地基準座標系の維持・構築の推進 ・米国との地震分野での技術協力 ・国連及びアジア太平洋諸国と連携した地理空間情報の活用推進 	<p>国土の状況を示す情報を共有するために必要な共通の測地座標系、共通の地図及び課題解決に必要なさまざまな地理空間情報の整備と利用の推進、関係国との協力の推進に関わる施策として、世界測地系の維持・構築の推進、地球地図プロジェクトの推進、国連地名標準化会議等国際標準に関する取組における調整等を行う。</p> <p>1,445 百万円の内数</p>

長計該当箇所 章 項	概ね 2016 年度末に目指す姿	3 年間（2014～2016 年度）の 事業・施策	2016 年度の施策及び予算等 （百万円）
	<p>会議（UNRCC-AP）で採択されたアジア太平洋地域参照系（AP-REF）の推進と防災への活用に関する提言及び「地球規模の測地基準座標系（GGRF）」の構築・維持に関する国連総会決議に基づき、加盟国と共同して活動を行うとともに、JICA 研修等を活用することにより、アジアの途上国の人材が育成される。また、アジア太平洋地域において、世界測地系未導入の加盟国のうち世界測地系の導入へ着手する国が 1 国以上となる。</p> <p>③地名標準化等の地図分野、また地理情報標準等の測量関連分野の国際的な取組が、我が国の状況や方針に適合したものとなる。</p> <p>④国際社会における持続可能な開発や防災活動の基本指針である 2030 アジェンダ及び仙台防災枠組 2015-2030 に資するため、地球地図等の地理空間情報が、国連や国際機関においてさまざまな用途に活用される環境が整備される。</p> <p>⑤南極地域観測第 VIII 期計画に予定されている地図等含む定常観測の成果が国土地理院のウェブサイトから公開され、地球環境監視や南極地域観測に関する国内外の利用者等がそれらを利用できる状態になり、成果の活用が進むとともに、新たな第 IX 期計画が着手される。</p> <p>⑥地理空間情報技術の海外展開を促進するための官民の枠組みが構築され、海外展開に資する情報が共有される。また、地理空間情報分野における日本企業の受注機会が増える。</p>	<p>・計画に基づいた南極地域における定常観測等の取組の実施</p> <p>・技術協力や政府機関同士の対話、案件形成支援事業等により、本邦 G 空間インフラの海外展開を支援</p>	<p>南極地域における定常観測として地図作成を含む測地観測を継続して実施する。得られた観測成果を継続して公開し、活用の促進を図る。また、本邦測量技術の海外展開のための案件形成支援を行う。</p> <p>57 百万円の内数</p>
7	<p>③ 技術・研究開発</p> <p>①地理空間情報分野の政策課題に対応するため、その着実な推進に必要となる技術・研究開発を、社会情勢の変化や技術動向の変化に対応しつつ、関係機関との連携により継続的に行う。</p> <p>結果として、研究成果が国土地理院内外の行政施策に 2016 年度までに 6 件以上反映され、行政施策の効率化等が進展する。</p> <p>②さまざまな測位デバイス等で計測した位置情報を提供する事業者が、場所情報コードを活用して相互に情報を共有できる。</p>	<p>・政策課題に対応するための技術・研究開発の継続的な実施</p> <p>・基礎的な技術・研究開発の実施</p> <p>・場所情報コードを活用した三次元位置情報基準に関する技術開発【再掲】</p> <p>・社会基盤としての三次元地図の整備・更新技術の開発【再掲】</p> <p>・都市空間の屋内外シームレス測位の実現に関する技術開発</p>	<p>地理空間情報分野の政策課題に対応するため、その着実な推進に必要となる地殻変動、宇宙測地、地理情報解析に係る一般研究及び特別研究を、社会情勢の変化や技術動向の変化に対応しつつ、関係機関との連携により継続的に行う。</p> <p>93 百万円</p> <p>さまざまな測位デバイス等で計測した位置情報を提供する事業者が、場所情報コードを活用して相互に情報を共有するためのガイドラインを作成する。</p> <p>45 百万円の内数</p> <p>ビル街においても高精度の位置情報の取得を可能にすることを目的とし、上空視界情報等を利用してマルチパスの影響を軽減する技術開発を行う。</p> <p>45 百万円の内数</p> <p>複雑な都市空間の三次元構造を表現できる基盤的な三次元地図を効率的に整備・更新する技術を既存の地図や要素技術を活用して開発する。</p> <p>45 百万円の内数</p> <p>従来手法では整備コストが高くなるらざるを得ない三次元地図作成手法に対し、コンピュータグラフィック分野で用いられている技術を応用することで効率的かつ低コストに三次元地図を作成する手法を開発する。</p> <p>45 百万円の内数</p>